

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、別表第3の事項欄に掲げる事項に係るものについては、それぞれ、同表の専決者欄に掲げる者は、専決することができる。この場合において、当該専決者は、必要に応じて当該専決する事項又はその要点を上司に説明又は報告し、その確認を得て行うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定による専決が第7条本文の規定により更に合議を要するものについてなされたときは、当該専決は、その合議の整うことを条件としてなされたものとする。</u></p> <p><u>3 第1項に定めるもののほか、事務本部の各部及び監査室の長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p><u>(合議)</u></p> <p>第7条 事案が、他の部課等の所掌事務に密接に関連する場合及びその共管に属する場合は、あらかじめ関係部課等に合議し、関係部課等の長の承認を得るものとする。ただし、主管の課長（室長及びセンター長を含む。以下同じ。）の判断により、事後に決定された内容を通知し、又は写しを交付することをもってこれに代えることができる。</p> <p><u>(供閲処理)</u></p> <p>第8条 接受文書のうち、決定を要しないものについては、関係者（その範囲は、文書ごとに主管の課長が定める。）に供閲することをもって足りる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(専決)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、事務本部の各部及び監査室の長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。</u></p> <p><u>(共管事項等に係る事前協議等)</u></p> <p>第7条 事案が、他の部課等の所掌事務に密接に関連し、又はその共管に属するもので、当該関係部課等の承認を得なければ本学としての意志決定ができないものについては、あらかじめ関係部課等と協議し、その承認を得るものとする。ただし、主管の課長（室長及びセンター長を含む。以下同じ。）の判断により、事後に決定された内容に係る写しを交付（電子媒体による送付等を含む。以下次条において同じ。）することにより通知することをもってこれに代えることができる。</p> <p><u>(決定を要しないものの処理)</u></p> <p>第8条 接受文書のうち、決定を要しないものについては、関係者（その範囲は、文書ごとに主管の課長が定める。）に対し、写しを交付し、又は同種ものをまとめて回覧することにより処理するものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成23年10月1日から施行する。</p>